

物価高騰対応生活支援給付金を支給します

エネルギーや食料品価格等の物価高騰が続く中、物価高騰の影響を受けている市民の皆さんに対して速やかに生活や暮らしへの支援を行うため、臨時的な措置として、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した物価高騰対応生活支援給付金を支給します。

給付対象者および受給権者

給付対象者 基準日(令和8年1月1日)に亀山市の住民基本台帳に記録されている人

受給権者 給付対象者の属する世帯の世帯主

給付額 給付対象者1人につき7,000円

※基準日(令和8年1月1日)に亀山市の住民基本台帳に登録があり、配偶者やその他親族からの暴力等を理由に他の居住地に避難されている人で、一定の要件を満たしている場合は、申請により本給付金を受給できる場合があります。

申請方法等

①プッシュ型給付⇒支給のお知らせを郵送します。お知らせに記載の口座に振り込むため、手続きは不要です。

対象 令和6年度住民税非課税世帯等重点支援給付金、令和6年度定額減税調整給付金、令和7年度定

額減税不足額給付金のいずれかを受給したことがある世帯主

支給時期 3月31日(火)予定

②確認書による申請⇒手続きが必要です。

対象 ①「プッシュ型給付」以外の世帯主

提出書類 ①物価高騰対応生活支援給付金支給確認書
②振込先の金融機関口座の通帳やキャッシュカードの写し
③本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)の写し

提出方法 7月31日(金)までに市から郵送する①に必要な事項を記入の上、②および③を添付し、同封の返信用封筒で返送してください。

支給時期・方法 受理してから約1カ月後に振込予定(内容に不備がない場合に限る)

不明な点などは、次の窓口またはコールセンターへお問い合わせください。

問合せ先 【窓口】地域福祉課福祉総務グループ(あいあい) ☎84-3311

【コールセンター】 ☎0800-200-1857

【受付時間】午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)